

◎留学単位認定の申請要件【2019年度以降入学者用】

- (1) 留学先大学で単位修得した授業科目と、留学単位認定を受けようとする本学部の授業科目区分の授業科目の授業形態（実習・講義・演習の別）が合致していること。
- (2) 留学先大学で単位修得した授業科目が、その授業内容等から判断して、本学部の「兼修語学」、「専攻語科目（演習）」、「専攻科目（講義）」又は「専攻科目（演習）」の授業科目に相当するものであること。
- (3) 兼修語学の単位認定申請の条件は、外国語学部のカリキュラムに沿った考え方とする。留学単位認定申請により高度国際性涵養教育科目（赤字部分）を単位修得したい場合は、特に注意すること。

① 英語以外

科目	認定申請の条件
初級 a	特になし。
初級 b	初級 a の「履修歴」があること。
中級 a	初級 a 及び初級 b の両方を「単位修得済」であること。
中級 b	初級 a 及び初級 b の両方を「単位修得済」であること。 かつ、 同名科目・中級 a の「履修歴」があること。
上級 a	中級 a 及び中級 b の両方を「単位修得済」であること。
上級 b	中級 a 及び中級 b の両方を「単位修得済」であること。 かつ、 同名科目・上級 a の「履修歴」があること。

② 英語

科目	認定申請の条件
中級「a」	第1外国語（総合英語）4単位すべてを「単位修得済」であること。
中級「b」	第1外国語（総合英語）4単位すべてを「単位修得済」であること。 同名科目・中級 a の「履修歴」があること。
上級「a」	第1外国語（総合英語）4単位すべてを「単位修得済」であること。
上級「b」	第1外国語（総合英語）4単位すべてを「単位修得済」であること。 同名科目・上級 a の「履修歴」があること。

例)

- ・本学部で、「ドイツ語中級・購読 a」まで履修歴がある。
 - 留学先大学では、「ドイツ語中級・購読」にあたる科目を履修すること。
 - 帰国後、「ドイツ語中級・購読 b」として認定申請可能。
- ・本学部で、「英語学 Ia」まで履修歴がある。
 - 留学先大学では、「英語学」にあたる科目を履修すること。
 - 帰国後、「英語学 Ib」として認定申請可能。

■自専攻科目

授業形態	内容		授業科目区分
演習	主に「言語」を学ぶ科目	→	専攻語科目 演習
演習	専攻のことを学ぶ演習科目	→	専攻科目 演習
講義	専攻のことを学ぶ講義科目	→	専攻科目 講義

■自専攻以外の「言語」を学修する科目（休学留学の場合、兼修語学への認定不可）

授業形態	内容		授業科目区分
実習	自専攻以外の「言語」を学ぶ科目	→	兼修語学（初級） 兼修語学（中級） 兼修語学（中級・高度）

授業形態	内容		授業科目区分
演習	自専攻以外の「言語」を学ぶ科目	→	兼修語学（上級） 兼修語学（上級・高度）

◎単位換算

授業形態	換算
講義・演習	15 時間 = 1 単位（端数切捨て）
実習	30 時間 = 1 単位（端数切捨て）